

# 条件付一般競争入札公告

令和2年12月7日

一般財団法人クリーンいわて事業団  
いわてクリーンセンター  
所長 上山 英明

## 1 工事概要

### (1) 工事名

Ⅱ期最終処分場C区画中間覆土（4層目）工事

### (2) 工事場所

岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地他

### (3) 工事内容

ア 覆土材 6,223.7m<sup>3</sup>

イ 購入土 4,323.7m<sup>3</sup>

ロ 建設発生土 1,900.0m<sup>3</sup>（予定数量）

エ 砕石 876.5m<sup>3</sup>

オ 整地 7,100.2m<sup>3</sup>

### (4) 工期

令和3年1月12日から令和3年3月12日まで 60日間

## 2 入札・開札の予定日時及び場所

(1) 日時 令和2年12月22日（火）午後1時30分

(2) 場所 いわてクリーンセンター管理棟2階研修室

## 3 入札方式

条件付一般競争入札

※入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する。

## 4 入札参加資格

以下の要件を全て満たすこととする。

### (1) 格付・地域要件

2019・2020年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事B級に登録されている者で、県南広域振興局本局管内に建設業法に基づく主たる営業所を有すること。

(2) 施工実績要件

平成 17 年 4 月 1 日以降に、元請又は一次下請として施工数量 2,300m<sup>3</sup>以上の整地工事の実績を有すること。

(3) 技術者資格要件

ア 2 級土木施工管理技士、もしくはそれと同等以上の資格を有する者を主任技術者として 1 に示した工事に配置できること。なお、施工経験は付さない。

イ 12 に示す入札参加資格確認書類の提出期限の日前 3 ヶ月以上継続して雇用している者であること。

(4) その他

ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定について、土木工事業に係る建設業の許可を有すること。

## 5 入札保証金

免除する。

## 6 入札説明書の配付

入札説明書は、一般財団法人クリーンいわて事業団ホームページ（以下、「ホームページ」という。）で配付する。なお、入札参加希望者は、本工事に申請しようとするときは、ホームページを必ず確認し、常に最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

## 7 入札参加申請書の受付期限及び提出方法

入札参加希望者は、下記(1)及び(2)の書類を令和 2 年 12 月 15 日（火）午後 5 時までにおいてクリーンセンターに持参のうえ提出すること。

- (1) 条件付一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）
- (2) 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第 2 号）

## 8 設計図書等の閲覧

設計書（金抜き）及び仕様書等の閲覧は、ホームページにより行う。

## 9 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAX による提出可）により令和 2 年 12 月 15 日（火）午後 5 時までに、15 に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し令和 2 年 12 月 18 日（金）午後 5 時までにホームページへの掲載により行う。

## 10 入札の方法

- (1) 入札書は、2 の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。
- (3) 1 回目の入札では、入札書に工事費内訳書（総括）（様式第 3 号）を添付すること。  
添付されていない場合には開札時に入札を無効とする。

また入札書及び工事費内訳書（総括）は封筒に入れて封かんすること。封筒の表面には、工事名、工事場所及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書在中の旨を併せて記載すること。

なお、2 回目以降の入札では、入札書のみ提出すること。

## 11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成すること。
- (2) 内訳書には、直接工事費、共通管理費、現場管理費及び一般管理費等の金額を明記すること。
- (3) 内訳書及び工事費内訳書（総括）と入札金額は一致させること（内訳書で積算した工事価格（税抜）の千円未満の端数整理を除く。）。なお、一致しない場合は、12 の資格審査時に入札を無効（資格不適合）とすること。

## 12 資格審査時の提出書類

開札後、入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して 2 日目の日（休日を除く。）の午後 5 時までに入札参加資格確認調書（様式第 4 号）及び申告書（様式第 5 号）に確認書類を添えて持参のうえ提出すること。

## 13 低入札価格調査制度

本工事は、低入札価格調査制度を適用することとし、その方法については岩手県の低入札価格調査制度に関する事務処理要領（平成 15 年 1 月 28 日総務第 1100 号）の例にならうこととする。なお、低入札価格調査制度による数値的判断基準及び失格基準の判定に当たっては、判定基準の適用区分（土木系工事）を適用する。

詳細は、別紙 1，2 のとおりとする。

## 14 その他

- (1) 入札参加申請書及び確認書類に虚偽の記載をした者に対しては、参加資格を認めないことがある。
- (2) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、

経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(3) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

(4) その他詳細については条件付一般競争入札説明書に示すとおりとする。

## 15 照会先

一般財団法人クリーンいわて事業団

いわてクリーンセンター

住 所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地

電 話 0197-35-6700

FAX 0197-35-7776

ホームページアドレス <http://www.iwatecln.or.jp/>

## 入札条件

本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）を設定していません。この調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格の入札があった場合は、下記 2 の失格基準による判定をしたうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。

### 記

#### 1. 調査基準価格

調査基準価格（税抜）は、予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合計額とします。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

#### 2. 失格基準

##### (1) 失格基準価格による判定

入札価格の低い順に入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。）の 8 割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に 10 分の 9.5 を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1 円未満切捨て）を失格基準価格として設定します。ただし、算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとします。

この失格基準価格に満たない価格により入札した者にあつては、契約内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とします。ただし、全ての入札者が失格基準価格に満たない価格により入札した場合は、失格基準価格による判定はしないものとします。

また、入札者が 5 者未満の場合は、失格基準価格は適用しないものとします。

##### (2) 数値的判断による判定基準

次に掲げる基準に満たない価格により入札した者にあつては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、失格とします。

- ① 直接工事費について、設計額の 90% を下回る場合
- ② 共通仮設費について、設計額の 80% を下回る場合
- ③ 現場管理費について、設計額の 80% を下回る場合
- ④ 一般管理費等について、設計額の 50% を下回る場合

ただし、全ての入札者が基準に満たない場合は、数値的判断基準による判定はしない

ものとし、発注者の設計額における各費目にそれぞれ基準に掲げた割合を乗じて得た額の合計額（1円未満切捨て）に満たない価格により入札した者のみを失格とします。

### 3. 現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専任補助者の兼務禁止について

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合には、現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専任補助者（総合評価落札方式において配置できる技術者）の兼務は認めないこととします。

なお、主任技術者（監理技術者）については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。

### 4. 配置技術者の増員について

専任の主任技術者（監理技術者）の配置が義務づけられている予定価格1億円以上の工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合は、主任技術者（監理技術者）とは別に、公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、専任で1名現場に配置することとします。（増員配置技術者（主任技術者又は監理技術者以外の技術者）が現場代理人及び専任補助者を兼務することは認めない。特定共同企業体と契約する工事においては、各構成員ごとに1名ずつ配置すること。）

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者（監理技術者）を補助し、主任技術者（監理技術者）と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとします。

### 5. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて

(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。
- ② 別記第4条第5項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第50条第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。

(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。

なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。

- ① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分

の2以内」と読み替えて適用する。

② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。

③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。

(3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除ができる期間は、引渡しを受けた日から4年（設備機器本体等に係るものである場合には2年）以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。

① 別記第52条第1項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と読み替えて適用する。

② 別記第52条第2項中「引渡しを受けた日から1年」とあるのは「引渡しを受けた日から2年」と読み替えて適用する。

(4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、3に基づき主任技術者（監理技術者）及び専任補助者との兼務を認めないものとし、別記第10条第5項「現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専任補助者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用します。

## 別紙2

### 数値的判断による判定基準

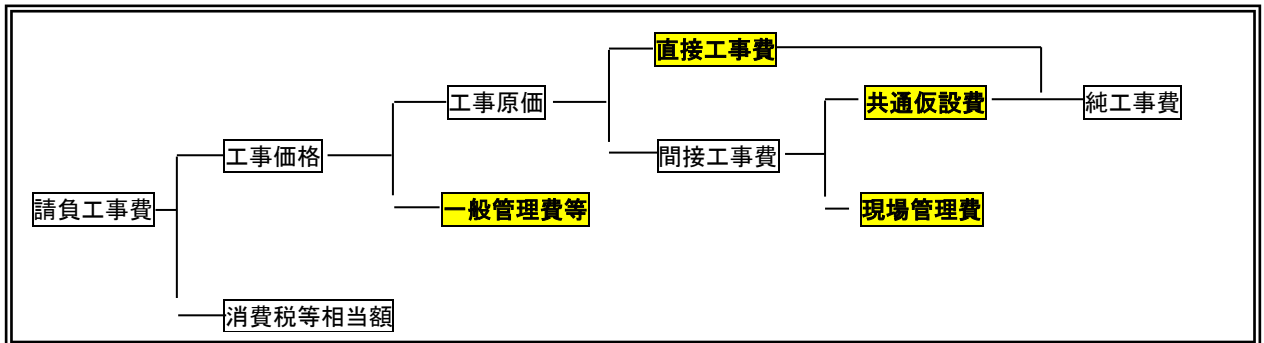
#### 1 判定基準

工事の費目	判定基準
直接工事費	90%
共通仮設費	80%
現場管理費	80%
一般管理費等	50%

#### 2 判定基準の適用区分

1に定める判定基準の適用区分は、工事費の構成に従い以下のとおりとする。

##### 1 土木系工事





年 月 日

一般財団法人クリーンいわて事業団  
いわてクリーンセンター  
所長 上山 英明 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

### 条件付一般競争入札参加申請書

先に公告された工事について、条件付一般競争入札の入札参加資格要件を満たしている  
ので、入札心得及び入札条件等を承諾の上申請します。

なお、この申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日 年 月 日

2 工事名

--

3 建設業許可

(1) 特定・一般の別

	工事業	に関する		建設業許可
--	-----	------	--	-------

(2) 国土交通大臣・知事許可の別

	許可
--	----

(3) 大臣知事コード及び許可番号

		-						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

※大臣知事コードは建設業法施行規則別表（一）の分類に従い該当するコードを記入すること。

4 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所（本社）所在地（市町村名）

--

※ 県外に本社（本店）を有する者においては、入札参加資格を満たす所在地にある建設業法第 3  
条第 1 項に規定する営業所を記載すること。

5 本工事に対応する業種に係る競争入札参加資格者名簿の登録格付

--

6 担当者職氏名・連絡先

担当者職名・氏名	
電話番号	
F A X	
電子メールアドレス	

様式第2号

資本関係・人的関係に関する届出書

年 月 日

一般財団法人クリーンいわて事業団  
いわてクリーンセンター  
所長 上山 英明 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
(建設業許可番号 ー )

このことについて、下記のとおり届出をします。

記

1 資本関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

(1) 親会社等 (会社法第2条第4号の2の規定によるもの)

(その1)

建設業許可番号	ー	本店電話番号	
商号又は名称			
本店住所			

(その2)

建設業許可番号	ー	本店電話番号	
商号又は名称			
本店住所			

(2) 子会社等 (会社法第2条第3号の2に規定によるもの)のうち、建設業許可を有している子会社等

建設業許可番号	商号又は名称
ー	
ー	
ー	

2 人的関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

役職	氏名	建設業許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職
		ー		
		ー		
		ー		

商号・名称		印
-------	--	---

### 工事費内訳書（総括）

工事名	
-----	--

工事場所	
------	--

名称	金額	備考
<b>直接工事費</b>		
直接工事費計	0	
<b>間接工事費</b>		
共通仮設費		
現場管理費		
一般管理費等		
<b>工事価格（税抜）</b>	0	

- (注1) 色付き項目は必須入力とし、挿入、削除等様式の変更は一切行わないこと。
- (注2) 特定共同企業体の場合の表示は、特定共同企業体名称を明記すること。
- (注3) 直接工事費内訳は、様式記載欄の行数の範囲で主要項目（工種又は科目）を記載することとし、行数の変更は行わないこと。
- (注4) 製作費が含まれる工事の間接費等について、本票の分類により難しい場合は、発注者の指示によること。

入札参加資格確認調書

1 確認対象工事

工事名			
工事場所			
公告日	年 月 日	開札日	年 月 日

2 入札参加資格要件の確認内容

1) 施工実績

工事名				指示事項等
コリス登録	有（登録番号 _____）・無			
工事場所				
最終請負額	千円（ _____ 千円）			
発注者				
工期	年 月 日～ 年 月 日			
受注形態等	単体施工（元請・一次下請）・JV施工（代表・非代表 _____ %）			
工事概要				

2) 配置予定技術者の資格・施工経験

技術者氏名			生年月日	年 月 日	指示事項等
雇入れ年月日	年 月 日（直近の雇入れ年月日を記載すること。）				
資格免許等					
施工経験	工事名				
	コリス登録	有（登録番号 _____）・無			
	工事場所				
	最終請負額	千円（ _____ 千円）			
	発注者			従事役職	
	工期	年 月 日～ 年 月 日			
	従事期間	年 月 日～ 年 月 日			
	受注形態等	単体施工（元請・一次下請）・JV施工（代表・非代表 _____ %）			
工事概要					
経営業務管理責任者又は営業所専任技術者該当の有無	有 ・ 無				
現在従事中の工事の有無	有の場合	工事名			
		発注者			
		従事役職	(専任・非専任)		
		工期	年 月 日～ 年 月 日		

3) 現場代理人（※低入札の場合に記載すること。）

氏名			生年月日	年 月 日	指示事項等
雇入れ年月日	年 月 日（直近の雇入れ年月日を記載すること。）				
経営業務管理責任者又は営業所専任技術者該当の有無	有 ・ 無				
現在従事中の工事の有無	有の場合	工事名			
		発注者			
		従事役職			
		工期	年 月 日～ 年 月 日		

上記のとおり条件付一般競争入札の入札参加資格を確認するための書類を添えて提出します。  
 なお、この調書のすべての記載事項及び確認書類は、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名

印

## 様式第4号 別添

### 【調書記載上の留意事項】

- 1 この入札参加資格確認調書及び確認書類に虚偽の記載等が明らかになった者に対しては、参加資格を認めないことがあるので留意すること。
- 2 この調書には公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事及び技術者を記載すること。また、調査基準価格を下回る価格（低入札）で落札した工事については、技術者と現場代理人の兼務は認めないこととしているので、低入札の場合は現場代理人についても記載すること。
- 3 工事概要には、入札公告の入札参加資格に示した内容が明確に確認できるよう施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に記載すること。
- 4 最終請負額は、JV施工の場合は全体請負額のほか、（ ）に自社の出資比率に応じた金額を記載すること。
- 5 受注形態の欄は、単体（元請・一次下請）・JV施工の別を○で囲むこと。なお、JV施工の場合は、代表・非代表の別を○で囲むとともに、（ ）に自社の出資比率を記載すること。
- 6 本工事の配置予定技術者及び現場代理人が、現在、他の工事に従事している場合については、当該工事名、発注者、工期を記載すること。配置予定技術者については、従事役職欄の専任・非専任の別を○で囲む
- 7 技術者の資格免許等の欄には、有する資格の名称、交付番号、交付年月日等を記載すること。
- 8 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS：コリンズ）に登録されている場合は、登録番号を記載し、登録内容確認書の写しを提出すること。コリンズ登録がない場合及びコリンズ登録があっても公告で求める要件が登録内容から確認できない場合は契約書、仕様書、図面等の写しなどの挙証資料を提出すること。
- 9 配置予定技術者の施工経験とする工事が、工場製作と現場施工に異なる技術者を配置した工事であって、当該配置予定技術者が工場製作又は現場施工のいずれか一方のみの担当となっている場合は、担当した施工区分に係る工期を工事概要欄に記載すること。  
例）工場製作工期 ○年○月○日～○年○月○日
- 10 JVの場合は、各構成員ごとに作成して提出すること。
- 11 公告において、施工実績又は技術者の施工経験を求めているときは、当該箇所の記入は不要であるこ

### 【注意事項】

- 1 落札候補者は、発注者から入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に、この入札参加資格確認調書に必要事項を記載した上で記名押印し、次の書類を添えて持参のうえ提出すること。
  - (1) 工事費内訳書（入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書）
  - (2) 建設業の許可通知書の写し  
（県外業者にあつては、建設業許可申請書別紙二（1）または別紙二（2）等、営業所の所在地及び許可業種が確認できる書類の写しを添付すること。）
  - (3) 配置予定技術者及び現場代理人の雇用関係を確認できる書類  
（例：健康保険証又は標準報酬決定通知書の写しなど）
  - (4) 配置予定技術者の資格及び施工経験等を確認できる書類  
（例：資格免状等の写し、監理技術者資格者証の写しなど）
  - (5) 入札参加資格で求める施工実績を確認できる書類  
（例：コリンズ登録されている工事は技術データを含む登録内容確認書の写し、その他の民間工事等は契約書写し、仕様書、図面等の挙証資料など）
  - (6) 配置予定技術者の専任制に関する誓約書（附属様式）  
——配置予定技術者について、現在従事中の工事がある場合で以下のいずれかに該当するときは提出すること。  
——ア 現在従事中の工事に専任で配置されているとき  
——イ 本工事に専任で配置することを入札公告で求めているとき
  - (7) 入札参加資格確認書類を発注者に提出する日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し
  - (8) その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類  
（例：共同企業体である場合は、共同企業体協定書の写し。舗装工事及び法面処理工事における 自社施工体制届出書など）
- 2 落札候補者が提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格の審査のために発注者の長が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は無効とすること。
- 3 施工実績及び配置予定技術者の資格、経験等の取扱いについては、入札説明書を確認すること。

様式第5号

年 月 日

一般財団法人クリーンいわて事業団  
いわてクリーンセンター  
所長 上山 英明 様

住所

会社名

代表者名

印

申告書

私は、下記についてすべて該当することを証明します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。